

## 令和7年第6回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和7年6月27日 午前9時00分～9時16分
2. 開催場所 土佐町役場2階会議室
3. 出席委員 (10名)  
1 千頭健司・3 川田文明・4 岡林秀明・5 田岡博之・6 西峰昭江・  
7 矢野公彦・10 西村尚・12 仁井田亮一郎・13 和田俊雄・14 澤田智則
4. 欠席委員 (4名)  
2 川井由紀・8 近藤秀幸・9 川村寿一・11 西村美佐江
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗

### 6. 議事日程

#### 議案審議

- 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
- 第3号議案 非農地証明について

#### その他

伊勢川山現地確認について

### 7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は2番川井由紀委員、8番近藤秀幸委員、9番川村寿一委員、11番西村美佐江委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和7年第6回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。10番西村尚委員と12番仁井田亮一郎委員の2名を指名致します。よろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:お手元にある次第を1枚めくっていただいたら表がありますので、ご覧ください。

第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。農地法第3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、農業委員会が許可をだす権限を持ちます。許可の要件は、「取得農地を含むすべてを効率的に耕作すること」「法人は農地所有適格法人に限る」「取得後の農作業に常時従事すること」「周辺地域の農業との調和」になります。これらを事務局が総会までに審査し、総会で委員のみなさんにお諮りします。今回は1件の申請がありました。説明します。

事務局:【内容説明】

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、第2号議案、農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第2号議案 農地法第5条による許可申請について説明します。農地法第5条の許可申請は農地を別の用途に変更する転用の申請で、農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は1件の申請がありました。昨年度に農業振興地域からの除外申請があり、3月26日に除外手続きが終了しているものです。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。続いて、第3号議案 非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第3号議案 非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間 耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は1件の申請がありましたので、説明します。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局:7月の農業委員会終了後に伊勢川山の営農型太陽光発電を行っている農地の現地確認に行きます。別紙資料をご覧ください。カラーのA41枚の資料です。営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱をたて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。伊勢川山は平成28年に太陽光発電の支柱部分の一時転用と上部にパネルを設置するための地上権の許可があり、太陽光発電設備を設置しています。一時転用なので転用期限があります。通常3年以内です。資料の②にあるように一時転用許可は再許可が可能です。再許可では従前の営農状況を十分勘察し総合的に判断とあります。です。ので、毎年営農状況の確認を行っています。午前中には終わる予定です。現地までは役場の車でいきますが、自分の車で行く方は事務局に申し出てください。また、農業委員会には出席できるが、現地確認は行けないという方も事務局に連絡ください。

会 長:この件について、何か質問等無いでしょうか。

(西峰委員挙手)

会 長:6番西峰委員

西峰委員:研修として行くのか、それとも確認という農業委員会の業務で行くのですか。農業委員会全体で確認をしなければならないのですか。

事務局長:毎年農業委員会で状況を確認しなければならないということで行っています

西峰委員:過半数が出席しなければならないということですか。

事務局長:総会の後に行っていますので、総会に出席していただいた委員の方は行ってきています。

事務局:期限がきて再許可等になったときに全く誰も確認をしていなかった等ならないように、無理のない範囲で一緒に行っていただきたいです。

西峰委員:その地域の担当委員が確認をするのではなく農業委員会として確認が必要ですか。

事務局:農業委員会として全員が必ず確認をしなければならないとはなっていないのですが、現状を見て確認してもらいたいです。片道 40 分程度かかります。

事務局長:7 月末で非常に暑いので、無理も言えませんが。

会 長:参加される委員の方はよろしくお願いします。

他に何かご意見等ありませんか。

他委員:ありません。

会 長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は 7 月 28 日、月曜日の予定です。

会 長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第 6 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

千頭 健司

議事録署名委員

西村 尚

議事録署名委員

山井 田 亮 一 郎